占用許可・自営工事承認申請手続きについて

長野県上田市

1 用語の説明

(1) 占用

道路・水路等に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路・水路等を使用することをいいます。

(2) 自営工事

道路・水路の管理者(上田市)の承認を受けて、道路・水路に関する工事又は維持を行うことをいいます。工事に関する費用は申請者側の負担とし、施工した構造物は上田市に帰属します。

2 許可・不許可

これらの申請については、道路・水路の維持管理上支障がある場合などは、**申請されても許可 又は承認されない場合があります**ので、御承知ください。

なお、占用については、道路・水路等の敷地以外に余地がない場合など真にやむをえない事情がある場合以外は、許可しないことが原則です。

申請内容について、事前に担当者と相談されることをお勧めします。

3 添付書類

(1) 現場案内図

住宅案内図又は1/2500の地図に申請場所を朱で明示すること。

(2) 公図の写し

ア 法務局備え付けの公図(申請箇所が公図界の場合は、接する反対側の公図も添付)

イ 占用又は自営工事箇所を**朱**で明示すること。

(3) 平面図

ア 1/250 以上の縮尺

- イ 申請地の道路・水路に接する敷地全体の利用の状況がわかるものとし、前後 10m 以上の 道路・水路の状況(出入口、電柱、標識、バス停、横断歩道等)を明記すること。
- ウ 必ず官民界を朱で明示すること。
- エ 必要に応じ、施工箇所の詳細について別図で書くこと。

(4) 横断面図、縦断面図、構造図

- ア 1/100以上の縮尺
- イ 現況図、施工計画図とし、工事の内容、構造がわかる図面
- ウ 必ず官民界を朱で明記すること。
- エ 構造については、土木担当課、土地改良担当課等の技術担当課と事前に協議すること。

(5) 写真

施工前の現況を、方向(2~3方向から)を変えて撮影し、写真上に施工箇所を朱で明示すること。

(6) 面積計算書

占用申請で、面積を計算する必要がある場合(通路・出入口、看板、工事用施設等)

(7) その他必要書類

申請に際し指示されたもの

4 地元関係者·利害関係者意見

- (1) 意見を依頼するときは、できるだけ申請者本人から依頼すること。
- (2) 申請書、添付図面などを提示し、十分な説明をした上で、意見欄への記入と押印を依頼すること。
- (3) 申請書裏面の意見書に関する説明文を参照すること。
- (4) 地元関係者(自治会長、水利組合長等)の意見については、申請書の欄へ記入すること。 また、利害関係者の意見については、住所、氏名、申請地との関係(隣接地権者等)が記載 された任意の様式に記入すること。

5 提出部数

1部提出

ただし、**指示があるものについては**2**部**(1 部は申請用、もう1 部は道路法第 32 条第 5 項及 び道路交通法第 79 条の規定により、管轄する警察署長との協議に使用します)提出すること。

6 申請時期

遅くとも工事を予定される 2週間前までには申請してください。

7 申請後

許可又は承認後に許可書等を発行しますので、受領後に着工してください。また、占用料の納付が必要な場合は、工事開始前に占用料を納付してください。

なお、通行制限等の手続が必要な場合は、上田市、消防署、警察署、バス会社等関係方面へ の所定の手続き後、工事を行なってください。

工事終了後は、工程ごとの工事写真を添付した工事完了届出書を**速やかに**提出し、検査を受けてください。

※申請及び問合せは下記へお願いします。

上田地域は・・・・・都市建設部管理課(上田地域自治センター) 電話 0268 - 23 - 5129 丸子地域は・・・・・丸子地域自治センター建設課 電話 0268 - 42 - 1032 真田地域は・・・・・真田地域自治センター建設課 電話 0268 - 72 - 4331 武石地域は・・・・・武石地域自治センター産業建設課 電話 0268 - 85 - 2793